(11) 原子力規制委員会に対する意見書

原子力技術者

私が、原子力規制委員会に危惧を覚えるのは、委員長以下委員諸氏が、行政委員会の本旨を知らずに(知ろうとはせずに)、御題目的に「中立」を唱えていることである。

勿論、原子力を巡る安全規制において、原子力に反対する者と原子力事業者との間の中立性を 維持することも重要である。

しかし、行政委員会の本旨を考えれば、それ以上に重要なのは、規制行政を執行する機関(原子力規制庁)と原子力事業者との間の中立性を維持することではないだろうか。

そもそも、行政委員会制度の母国である米国において、行政委員会制度が発足した理由の一つ として、恣意的な行政判断の排除が挙げられる。

昨今、話題になった放送停止権限を巡る論争が好例である。国による恣意的な放送行政を排除 するため、米国では、放送免許は連邦通信委員会の管轄となっている。

以上のことを考えれば、原子力規制委員会に期待される役割の一つとして、原子力規制庁の執行する原子力規制行政が、公正中立なものとなっているか否かをチェックすることが当然、挙げられるはずである。

ところが、現実は、原子力規制委員自らが、執行者の立場となり、かつ、委員の分担性を引き、 委員自ら原子力規制庁を指示する事が原子力規制委員の役割と考えているかのようである。すな わち、委員会制度の合議制の無視である。委員の分担性により、原子力規制委員会の運営は、幾 つかの独任規制機関を束ねおくような姿になっている。これでは、大臣以下の独任性機関と何ら 異なるものでなく、委員会制度を採用した意味が無い。

以上の状況を象徴しているのが、最近の島崎元原子力規制委員の問題である。元委員は、自ら 耐震関係を担当し、規制職員を指示し、耐震関係の原子力規制行政を執行してきた。これに対し、 原子力規制委員会は、島崎元委員の判断を鵜呑みにし、何ら、それを制することはなかった。(コ ンクリ片を活断層と誤認した専門性の無い人間を、耐震規制の場で、専門家のままで遇した元委 員の判断に口を挟まないのが、その証拠である。)

更にここにきて、島崎元委員が、基準地震動の過少評価と主張すると、原子力規制委員会自ら、 元委員の意見を聞き、耐震について再計算するという体たらくである。(元委員の主張が、訴訟 を巡る差止を求める側の意見として提出されたことを考えると、委員の意見を聞くことがそもそ も、原子力規制委員会の中立性の放棄ではないか、と思うが、その論はさておき)

前述のとおり、原子力規制委員会が真に中立的な機関であるためには、現行の耐震計算制度を 批判してきた元委員の意見を聞くならば、同制度を構築してきた人間の意見(この場合は入倉先 生だと思うが)も聞くことが先ず最初ではないか。試算の前に、両者の意見を戦わせ、その上で、 試算が必要なら試算をすればよいのだが、現実は、試算結果がおかしい、だから、島崎元委員の 意見は参考としない方向で、決着がつくようである。

しかし、ここでも入倉先生の存在は無視されているようである。原子力規制委員会が、真に中立的な機関であろうと今後もするならば、このような事態となったときには、当該意見に反対する者の意見を先ず聞き、その後、両者の議論を、専門機関である安全専門審査会等の場で戦わせ、

審査会での検討を命じ、その検討結果について、原子力規制委員会の合議で判断を下していく、 という流れで、原子力規制委員会を運営すべきと考える。

尤も、権力をふるいたい三流の学者は、自らの判断で行政が動くことの魔力に取り付かれ、安全 専門審査会に判断を任せる、といったことは逆立ちしても出来ないではあろうが。

平成28年8月3日